

○奈良市ポイ捨て防止に関する条例

平成6年9月19日条例第31号

奈良市ポイ捨て防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、美化促進重点地域におけるポイ捨てによる空き缶等の散乱を防止することにより、当該地域の美観の維持増進を図り、国際文化観光都市としての美観の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 美化促進重点地域 第4条第1項の規定により指定された区域をいう。
- (2) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他散乱性の高いごみをいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 回収容器 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器を回収するための容器をいう。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の特例)

第3条 この条例は、美化促進重点地域におけるポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関して、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）に対する特例を定めるものとする。

(美化促進重点地域の指定)

第4条 市長は、空き缶等の散乱を防止する必要があると認める地域を美化促進重点地域として指定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び変更について準用する。

(禁止行為)

第5条 何人も、美化促進重点地域においてポイ捨てをしてはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第6条 美化促進重点地域において容器に収納した飲料を自動販売機により販売をする者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器の機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(勧告)

第7条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、期限を定め、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(命令及び公表)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定め、その勧告に従うことを命令することができる。

2 市長は、前項の命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

第9条 市長又はその指定する職員（以下「指定職員」という。）は、第5条の規定に違反した者に対し、現状回復を命令することができる。

(報告の徴収)

第10条 市長は、第7条の規定の施行に必要な限度において、第6条に規定する飲料販売者に対し、回収容器の設置状況又は管理状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第11条 市長は、第7条及び第8条の規定の施行に必要な限度において、指定職員に必要な場所に立ち入らせ、回収容器の設置状況又は管理状況に関し調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資格証明書の携帯等)

第12条 指定職員は、その資格を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第15条 第9条の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成7年1月1日から施行する。